

## 第10回報告書案作成委員会確認事項

### 1 第9回作成委員会の確認について

- ・第9回の議事内容について確認され、議事録については修正があれば7月5日(月)までに事務局に連絡することとなった。

### 2 第12回検討委員会の確認について

- ・第12回検討委員会において出された報告書素案に関する意見についての確認が行われた。

### 3 条例名称の検討について

- ・条例名称についての検討が行われ、「(仮称)川崎市自治基本条例」として、第13回検討委員会に提案することが確認された。

(なお、第12回検討委員会(6月26日)から6月30日までの期間に条例名称の公募を行ったが、検討委員から条例名称に関する意見は特に寄せられなかった)

### 4 全体の構成、内容について

- ・報告書案の全体の構成(体系)についての基本的な考え方に関する説明が行われた。
- ・その後、各グループ等担当者から報告書案の内容についての説明が行われ、項目群別に内容の検討(全体から見た重複部分のチェック、項目の並び替えが必要な部分の指摘、今後重点的に検討する部分等の指摘、学識者委員からの指摘など)が行われた。
- ・なお、今後の報告書案の取りまとめ作業においては、内容について気づいた点や指摘事項があればその都度、意見を出したり、指摘を行っていくことが確認された。
- ・また、報告書案の内容について、今回検討した内容も含めて、第13回検討委員会で発表することとなった。

### 5 その他

- ・第13回検討委員会への発表は、旧グループ等の担当部分ごとに行うことが確認された。
- ・なお、発表者は以下のとおりである。

作成委員会部分 : 浪瀬委員

グループ1部分 : 古閑委員

グループ2部分 : 大園委員

グループ3部分 : 末吉委員

グループ4部分 : 荻野委員

体系(考え方の説明): 事務局

- ・また、第13回検討委員会の進め方について、旧グループ等の担当部分ごとに、時間を区切って報告書案の説明と質疑を行う方式で進めていくことが確認され、作成委員(世話人会兼任委員)が世話人会(第13回検討委員会前に開催)での了承を得ることになった。